

# 「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書」の再評価に係るパブリックコメント等の実施結果について

令和5年11月30日  
デジタル基盤整備課

個人番号（マイナンバー）を含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務においては、法律（※1）の規定により、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価する「特定個人情報保護評価」を実施し、その内容を記載した評価書（特定個人情報保護評価書）について公表することとされていますが、重要な変更がある場合は再度評価を行う必要があります。

国は、令和4年1月に施行された住民基本台帳法等の改正により、国外転出者が海外においてマイナンバーを活用した行政手続（例：年金関係手続等）が可能となるよう、戸籍情報を連携するためのシステム開発を進めており、令和6年度中に運用開始するとしています。

これに伴い、本県を含む都道府県は、住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」）に関する事務において、新たに戸籍の附票情報を扱うこととなり、再度、個人情報保護評価を実施する必要が生じたため、パブリックコメント等を実施しましたので、結果について報告します。

（※1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）

## 1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 応募期間 令和5年10月3日（火）から11月2日（木）まで
- (2) 応募方法
  - ・鳥取県ウェブサイトへの掲載
  - ・新聞広告への掲載
  - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場窓口等におけるパブリックコメントの概要チラシの配架
- (3) 応募件数 2件（評価書に関する意見はなし）

## 2 県民参画電子アンケートの実施概要

- (1) 回答期間 令和5年10月24日（火）から11月2日（木）まで
- (2) 回答数 88件（評価書に関するもの：48件、マイナンバー制度全般に関するもの：36件、アンケート手法に関するもの：4件）
- (3) 評価書に係る主な意見
  - ・個人情報の漏えいその他の事態を発生させないための決まりごとを作成するのはとても良いこと。
  - ・情報出力の履歴を記録し、いつ誰が何のために情報を閲覧したかを検証できるようにしてほしい。
  - ・少しでも疑念のある者には情報へのアクセスを認めないようにしてほしい。また、アクセス可能な者が正しく情報を取り扱っているかの確認をおろそかにしないようにしてほしい。
  - ・なりすまし防止など、個人情報管理を厳格にほしい。
  - ・従事者は職務に忠実に評価書の内容を実行してほしい。

## 3 今後のスケジュール

- 令和5年12月4日・・・第三者点検（鳥取県個人情報保護審議会）  
令和5年12月下旬・・・国が設置する個人情報保護委員会へ評価書の提出、公表

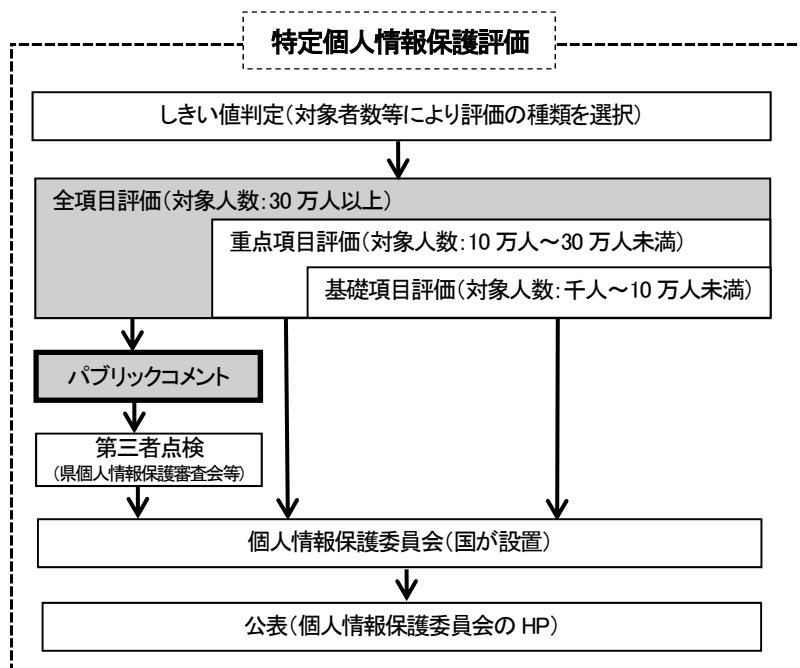
## <参考> 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル(※2)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言(評価書として公表)するもの。

特定個人情報ファイルの取扱い等に変更が生じ、その変更が「重要な変更」に該当する場合には、再評価が義務づけられている。(変更が生じた場合の再評価の外、5年ごとの定期的な再評価努力義務もある)

(※2) 特定個人情報保護ファイル

特定の個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(個人情報保護法第2条第2項に規定)であり、番号法においては、個人番号(マイナンバー)をその内容に含むものをいう。



○対象人数等による“しきい値”判定によって、義務付けられる評価の種類(項目)が異なる。

○住基ネットに関する事務において鳥取県が保有する特定個人情報ファイルの対象人数は30万人を超えることから、パブリックコメントの対象となる。

## 住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(再評価)案の概要

### 1 評価対象となる事務

- (1) システムの名称  
住民基本台帳ネットワークシステム (以下、「住基ネット」)
- (2) 事務の内容  
住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。
- (3) 取り扱うファイル名及び内容

ファイル名	内容
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	・ 県内の市町村の住民基本台帳に記録された住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報
【追加】都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	・ 県内の市町村の戸籍の附票に記録された住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、住民票コード及びこれらの変更情報

### 2 主な変更点

現在公表している評価書の各項目について、附票連携システムに関する以下の内容を追加する。

項目	追加する内容
①取り扱う事務	・ 附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務
②対象となる者	・ 県内の市町村の戸籍の附票に記録された者
③取り扱う情報	・ 附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)
④取り扱うファイル	・ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

### 3 主なリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手
  - ・ 市町村からの住基ネット(専用回線)による通知に限定
  - ・ 情報の正確性、真正性は市町村における厳格な本人確認により担保
- (2) 特定個人情報の使用
  - ・ 使用者を静脈による生体認証により限定、かつ使用する端末の操作権限の限定付与
- (3) 特定個人情報の保管・消去
  - ・ 情報の保管場所への入退室管理やセキュリティ更新プログラムの更新作業等の対策を実施
  - ・ 情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて実施し、整合性を担保
- (4) 自己点検・監査
  - ・ リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認
- (5) 従事者への教育・啓発
  - ・ 住基ネットのシステム操作者に対し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する研修を実施

[参考] 住民基本台帳ネットワーク イメージ図

